

## 第 2 回 議会運営委員会

令和 6 年 2 月 16 日 (金) 5 階 第 1 委員会室	開 会 8 時 5 5 分 閉 会 9 時 4 6 分
-------------------------------------	--------------------------------

午前 8 時 55 分 開会

### ○委員長（榛葉利広君）

皆さん、おはようございます。

今任期、最後近くなってきましたが、今回は19日の議会運営委員会の直前ですが、懸案事項がありましたので、議会運営委員会を開かせていただきました。

内容が多いですので、早速始めたいと思います。

ただ今から、第 2 回議会運営委員会を開会いたします。

### ○委員長（榛葉利広君）

それでは、初めに、1、瑞浪市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、令和 5 年 12 月定例会で議決をいたしました瑞浪市議会委員会条例の一部改正により、所管事項の名称変更がなされたことに伴い、常任委員会の名称を 4 月 1 日から改正する必要があるため、併せて、常任委員会の所管範囲の見直しをしたいと考えております。

本議案の改正案の説明と、3 月定例会における議会発議による改正議案の上程等のスケジュールを事務局に説明させますので、お願いいたします。

では、議会事務局総務課長 加藤真由子君。

### ○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

よろしく申し上げます。

それでは、議題 1、資料の 1 ページ、委員会構成を示した図で説明いたします。

上段の現在の構成が、現在の状況です。

下段が改正案でございます。

改正案は、現在の常任委員会の所管をベースに見直し、委員会における事務量の均衡が図られることとしております。

左側がこれまでの総務民生文教委員会の総務部、旧民生部の健康福祉部、生涯学習・スポーツ・文化の分野を除き、主に学校教育を主管する教育委員会、選挙管理委員会に、経済建設部から消防本部を移管して、総務部と消防本部の危機管理の連携、市民の基本情報と、子どもからお年寄りまでの社会福祉の連携、子育てと教育の連携の観点で構成し、委員会の名称案は「総務厚生学教委員会」としております。

右側がこれまでの経済建設委員会に、旧まちづくり推進部のみずなみ未来部を移管し、委員会名を「地域経済建設委員会」としてあります。

みずなみ未来部は、第7次総合計画におけるまちづくり基本方針への取り組みを、横断的視点への取り組みを総合的に管理し、シティプロモーションを推進する上で、今後、市議会が留意するべき事項が増えること、第7次総合計画での大きなプロジェクトを受け持つ建設部、経済部との連携を意識して、この委員会を構成しております。

また、今回の行政組織再編により、総務部は市役所の組織全体を円滑に動かす役割となり、みずなみ未来部は各組織が市の未来のために実施する事業全体を判断する役割となりますので、どちらの部も行政全体をチェックすることになります。

そのため、それぞれの常任委員会に2つの部を割り当てたほうがよいかと考えております。

この案については、副市長や関連するみずなみ未来部、教育委員会に問題がないかについては確認をしております。

次に、資料の2ページ目から4ページ目は、改正条例案と新旧対照表となっています。

2ページの条例改正案の一番下、施行期日は4月1日となっています。

3ページの経過措置では、3月定例会初日に選任される現条例の常任委員会の委員は、4月1日の施行日後も、総務民生文教委員会は新条例の総務厚生学教委員に、経済建設委員は新条例の地域経済建設委員として引き続き選任する旨を規定しております。

5ページの議会運営に係る申し合わせ事項の一部改正については、委員会条例の常任組織委員会名称変更に伴う修正が必要となります。

現在は案の委員会名の改正文となっておりますが、委員会条例の新委員会名、書式事項等が決定しましたら、併せて修正いたしますので、その際には、再度、議会運営委員会にてご確認をお願いいたします。

続きまして、委員会条例の上程、採決のスケジュールについてです。

本日、議会運営委員会で確認をいただいた後に、改正案をDropboxに入れますので、各議員にご確認いただきたいと思います。

各会派で意見の取りまとめをしていただき、次回の議会運営委員会が3月5日を予定しておりますが、そのときに常任委員会の所管や委員会名を決定したいと思います。

その後、事務局で条例改正案の元となる、実際には3月22日、最終日に議会運営委員長が発議で議案上程を行い、議決まで行う予定です。

以上となりますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

特にないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、質疑を終わります。

本件につきましては、ただ今、説明がありましたように、3月議会に上程する予定ですので、各会派に持ち帰って情報共有をいただき、次回の委員会にて修正等のご意見を伺います。

また、これ次回というのは、3月5日ですね。3月5日の議会運営委員会のときにご意見を伺います。

また、ただ今、議会事務局総務課長から説明があったスケジュールで進める予定としますので、よろしく願いいたします。

---

### ○委員長（榛葉利広君）

次に、2、会議における情報通信機器の使用に関する基準の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、令和5年9月11日、第4回議員協議会にて、現在、貸与されているタブレットを翌年度の更新が決定したため、更新に向けて開催されましたITリーダー会議の中で、ペーパーレス化に伴う議場内での情報通信機器の取り扱いが協議されました。

現在、議場内や委員会室に議員、執行部共に貸与タブレットの持ち込みがされておりますが、現在の規定では、議長、委員長に持ち込み許可をいただく、口頭で許可をいただく規定となっております。

このため、貸与タブレットは許可なく持ち込めるものとしてと考えております。

また、議事資料の効率よい閲覧のため、個人所有のパソコンやタブレットを持ち込まれることもありますが、議長の許可や委員長への持ち込み申請と許可が不透明であるために、基準の一部を改正するものです。

本議題の改正内容について、事務局に説明させます。

議会事務局総務課長 加藤真由子君。

### ○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

よろしく申し上げます。

それでは、議第2、資料1ページの情報通信機器の使用に関する基準の一部改正についての新旧対照表にてご説明いたします。

旧基準外仕様の2ページ以降に入っておりますが、併せてご確認ください。

2ページ目は改正後です。

その後ろに、旧基準がついてあります。

今回の改正は、議会における審議・審査のための情報通信機器の利活用を目的に、また、議会の規律を遵守するためにも、基準の見直しを行うものです。

初めに、1、用語の定義についてです。

これまで貸与端末等の用語の定義は、市議会で各議員に貸与されたタブレット端末などのみと定義しておりましたが、委員長からもご説明がありましたように、説明員である執行部もペーパーレス化と会議への有効利用を目的に、タブレット、コンバーチブルパソコン、に切り替えられて、本会議、委員会に持ち込まれています。

1の用語の定義については、議員も説明員も同じ規定とするために、用語の定義に、市長から説

明員に対して貸与されたタブレット等を含むように改正しております。

次に、2、情報通信機器の持ち込みについてです。これまでの規定は、情報通信機器の持ち込みは議長、委員長の許可によることとされていましたが、議員も説明員も市から貸与されたタブレットはそれぞれ利用制限がかかっていることから、持ち込み許可は不要とします。

また、議員におかれまして、令和5年9月定例会から議案、議案資料等のペーパーレス化により、議事資料の閲覧を貸与タブレットと個人所有のパソコンなどを併用される議員も増えています。個人所有のパソコンなどについては、会議規則5章、規律の規定の議会の品位の尊重、携帯品の規定、また、当該情報通信機器の使用に当たる基準の4、会議で情報通信機器を使用するにあたっての禁止事項の規定を遵守する意味でも、議長、各委員長に許可を得て持ち込むこととしたいと思います。

申請様式は、次の2ページについておりますが、期間での申請となりますので、委員長の任期に合わせて、最大1年の申請としております。

余り想定はないと思いますが、該当する場合は執行部も申請をいただく形とします。

次に、3、貸与端末などの取り扱いの改正については、こちらの規定は議員への貸与タブレットの取り扱いに係る規定のため、説明員を対象としないために改正する形となっております。

この基準につきましては、本日、議会運営委員会で改正の決定をいただければ、新役員となられる令和6年2月22日から施行したいと考えております。

委員から会派の皆さんに周知をいただき、本日、Dropboxに申請書を入れると共に、事務局から各議員にメールをいたします。

以上となります。

#### ○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 熊谷隆男君。

#### ○2番（熊谷隆男君）

ここの禁止事項、破ったものは注意を受けて、再三注意を受けたものは使用停止にするというのが罰則規定のような話であるけども、役職を辞すとか、ちょっと厳しくても。

それと、これ確認がでんわけやね。要はメールを使いよったと。ほかの、タブレットは使わないということは分かるけど、新しいやつを持ったときには、誰も確認がでんわけ。やりよること自体は。

良心に従うということやろうけども、Googleやなんかは検索できても、それ自体は別に悪いことではない。個人的に、もう全部一緒なわけやら。

それは良くないよと。これはここに書いてあることでも同じようなことやと僕は思いますけども、その罰則規定がというよりも、それを良心に任せて自己申告するわけじゃないし、管理してもらうということが、その辺のところを伝えてもらうということが大事かなと。議員の皆さんに。

もう知つとるやらということにせずに、その辺を言ってほしいっていうだけの話です。

#### ○4番（柴田増三君）

使用を禁止するって書いてある。罰則規定のところ。

○2番（熊谷隆男君）

うん、それを見つけることは、見つけたんですよ。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

8ページですね。

○委員長（榛葉利広君）

議会運営の8ページのところ。

今、タブレットに入ってる資料の中の8ページのところに、違反後の、違反等に対する措置ということで、「議長または委員会の委員長は前項の規定に違反する行為をしたものは、またはしようとするものに対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする」という規定が。これですね。

○2番（熊谷隆男君）

そうそう。

それでこれ、見つけるというのが、一応、委員会なのか、議長なんかどうやって見るねんっていう話で、誰もが見えんような話やから。

○委員長（榛葉利広君）

インターネット上のような話。

○2番（熊谷隆男君）

なるべくこういうことやよということを知らんといかんで、新しい人なんかも含めていく。そこを厳重に注意してもらう、管理するという。

○委員長（榛葉利広君）

意外にこれ、議員ハンドブックの中にこれももう既にあるところなんですけど、よく見られてない方が結構見えると思うので、特に新しい議員さんとかはしっかり見てないと思う。

○2番（熊谷隆男君）

ハンドブックのここに入っちゃつとるもんで、こんな全部見るなんてなかなかないで。現実的に。

○委員長（榛葉利広君）

紙もまだ残ってましたね。各会派に1冊ずつ。

もう一遍、これを改めて会派会議等で見させていただいて、確認をいただくということぐらいしか仕方ないですね。

○2番（熊谷隆男君）

議長名で通達ぐらい出してもらって。

○委員長（榛葉利広君）

そうですね。もう一回改めて、そういうことをしていただいたほうがいいですね。それが新しい委員長になるわけですけど。

○4番（柴田増三君）

もう一つ、今の通信機器のこういう行為があった場合、使用の停止を命ずる、答え。ただ、それは議会での使用のことだけであって、この中まで持ってくるなどということではないわけやな。

#### ○委員長（榛葉利広君）

そのパソコンだけを持ち込めなくなりますよという、そういう違反。再三注意したにも関わらず。問題なのは、例えば、傍聴席からもバシャッと撮られたりとかね。そういうことがあったら、もうこれは議場での謝罪とか、そんな。

もっと厳しい措置になってくる可能性が大きいですね。

だから、そこら辺はやっぱり十分注意していただく必要はあるかなと。マスコミに流れたりすると大変なことになりますので。

その確認を一度していただきたいのと、議長等からそういう通達をもう一回、改めて出していたいただきたいということですね。

それでは、今、私から言いましたことを会派で行っていただきたいと共に、議長からもそういう通達を出していただくというようなことにしたいと思います。

それでは、本議案について、この改正した内容については、原案のとおり定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

したがって、会議における情報通信機器の使用に関する基準は、原案のとおり可決することに決しました。

なお、本議案の施行日につきましては、議会事務局総務課長から説明がありましたように、新役員体制となる2月22日といたします。

申請書の用紙は、後ほど、Dropboxに入れますので、会派内で利用される方は申請書の提出の周知をお願いいたします。

また、議場内等での情報通信機器の使用に当たりましては、先ほどの禁止事項等をしっかり確認していただきまして、遵守をしていただきますよう、もう一度、ご確認いただきますようお願いいたします。

情報通信機器の会議での利用についてのモラルということについて、ご周知をお願いいたします。

---

#### ○委員長（榛葉利広君）

次に、3、役員改選に伴う委員会課題事項への取り組みについてを議題といたします。

議長より議員宛てに作成されました「今後の委員会の取り組みについて」の添付資料が入っていると思います。役員改選を前に、委員長の心構えや、委員会に配属される各議員に委員会活動の活性化に向けた取り組みを提言されるものであります。

また、各委員会における課題を次期委員会で引継ぎ、改善に向けて取り組むことにより、議会の活性化を目指すとした議長の思いでもあります。

このことについて、本委員会に提言内容の確認と承認の依頼がありましたので、議長よりご説明をお願いいたします。

#### ○議長（加藤輔之君）

ご苦労様でございます。

この件については、議会運営委員会に諮って承認をしていただきたいというのがお願いであります。

前提として、ちょっと長くなりますが、説明します。

本市議会は、委員会における課題事項や引継ぎ事項は、改善への取り組みが明確化していないと考えております。これまで課題事項が全議員に情報共有されておらず、また、各委員会において、課題事項に対し改善に向けた計画、取り組み、評価がなされていないことが原因であり、役員の単年交代制による弱点とも言えます。

委員会の活性化があって、合議制の議会力が発揮されるものであります。

令和5年度議員検討会において協議した事項や、先月1月29日の議員協議会における各委員会の課題事項は、各委員会が課題と捉えた事案であり、改善に向けた取り組みは肝要であります。

そこで、これらの課題事項を次期委員会に引き継ぎ、新委員会において解決に向け推進していくものとして、全議員に通知を予定しております。

これについて、皆さん方の手元に通知文（案）が配付してありますので、ご覧ください。

くどいようですが、もう一回、これを読ませてもらいます。

今後の委員会の取り組みについて。

令和5年4月の地方自治法の改正により、「地方議会の役割及び議員の職務の明確化」がなされ、住民に議会の役割を理解していただき、多様な人材の議会参画に取り組んでいかなければならないとされました。本市議会においても、昨年の議員定数検討会で、議員の資質向上、議会の活性化、特に若い世代の市民全般に議会活動を知っていただくことの必要性が課題に挙げられています。

これらの課題や、各委員長より議長に提出された「令和5年委員会課題事項報告書」の課題事項が、次期委員会に引継がれ、解決に向け取り組んでいただくことは、市議会の活性化につながるものであります。今後も、1年の総括として各委員会の課題をまとめ、報告書として引き継いでいくこととし、委員会機能の強化を図ることを望みます。

役員改選において、委員長は委員会が取り組むべき課題、目標を明確にして臨み、その意欲を1年の委員会活動につなげていただきたいと思います。また、改選後の各委員会において、次の事項を踏まえ、委員会活動に取り組むことを求めます。

記

（1）委員会課題事項（引き継ぎ書）等の課題に対し、各委員会で取り組むこと

新委員長は、委員会開催前に旧委員長から課題事項等の引継ぎを行い、委員会で改善すべき課題事項の中から1年間で取り組むテーマ及び年間計画を設定すること。

委員会では、その委員長の計画案等を協議し、委員会の1年の取り組みを決定し、テーマに沿っ

た勉強会、調査研究、視察、議会報告会（意見交換会）等の委員会活動に取り組みたい。最終的には、執行部への政策提言を目指すこととしたい。

テーマ（課題解決）に向けた1年間の活動により、議員の資質向上と委員会活動の活性化が行われ、議会力の向上も期待できる。

#### （2）議会での主権者教育の継続開催に向けた準備調整を行うこと

令和5年12月21日付で全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の連盟で総務大臣、文部科学大臣、自民党地方議会の課題に関するプロジェクト・チーム宛てに提出された「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」に基づき、令和7年度から継続して、小学生、中学生または高校生を対象に、主権者教育の一環として「意見交換の場」を定期的にかつ公平に開催することができるよう、教育委員会や高校と調整を図られたい。

このような形で提案するものであります。

一番後ろに主権者教育に対する都道府県議長会の資料が添付してありますので、ぜひ、ご覧ください。

このような形で、提案を申し上げたいので、ぜひ議会運営委員会として承認をしてもらえんかというのが私の願いであります。よろしくお願いします。

#### ○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 熊谷隆男君。

#### ○2番（熊谷隆男君）

議長で承認ということやけど、目指してほしいであるとか、検討してもらいたいとか、調整を図られたいということであるので、議長の次への提言のようなもの。

これ、分かりましたって言ったって、何をやるって言って、具体的に出てこんよね。まだ今の時点では。これは確かに承りましたとしか僕ら言いようがないわけですけども、これがあるで、ほんなら何かやるっていうのは次のことになってくるので、あれということと。

今の全国議長会からいうと、主権者教育というものの自体は、地方自治法の全体で言うと、市も教育委員会もそれを進めなきゃいけない、主権者教育を進めましょうと。その一環として、議会は意見交換の場を作りましょうという、そのことで、主権者教育をなささいということ、その一環の教育ということではないかなというふうに理解するわけやけど。

主権者教育自体というのは、子どもたちについていうことで、これ令和7年度から、まだ決まっていないので、令和7年度からということになるわけやけども、令和6年度のうちには、教育委員会と綿密に打ち合わせをしないと、定期的っていうことになると、難しいと思うんですね。

なので、今、議長が言われたことは、何をするかと。小学生に向かって意見交換をどうやってやるのかということ、これを練り上げないと、さあ開きましょうって言って、これからこういうことでもやるかではいかんと思うんですね。ずっと定期的に続くということ言えば。

そういうことを踏まえて議長としてそれを提案しますというところであるというふうに理解する

わけ。そのことについては何ら文句言うことなく承りましたとしか言いようがないというのが現実じゃないかなというふうに思います。

○議長（加藤輔之君）

ありがとうございます。

○委員長（榛葉利広君）

1番 渡邊康弘君。

○1番（渡邊康弘君）

今、熊谷議員が言われたように、しっかりと調整が必要っていうのはすごい思ってます。

その中で、せっかく熊谷委員が座長として議員定数検討会の中で多くの市民の意見を聞いていただいた。その後、議長を中心に今年度の各委員会の委員長からの意見をまとめていただいて、こうやって出していただいた取り組みっていうのは、非常に今後の議会の、また議員の資質向上につながると思います。

今やろうっていうとちょっと難しい部分もあると思うんですけど、自分自身、議会改革特別委員会の委員長であったりとか、議会運営委員会の副委員長をさせていただいて、他の取り組みを見させていただいた中で、ここで資料配付っていう形で終わるのは非常にもったいないかなと感じてます。

じゃあ、どうやってやっていくかということなんですけど、しっかりと審議が必要だって熊谷委員が言われたんですけど、次年度の議会運営委員会にてまたこれをしっかりともう一回審議してもらったらどうかなと思うんですが、メンバーが変わっちゃうのでっていうことになるんですけど、だからこそ次の議会運営委員会のメンバーにこういうことをやるべきだということが課題だよっていうところは、非常に皆さんからいただいた意見なので、ちょっとそれを協議していただいて、実現に向けて、主権者教育の令和7年ですけど、しっかりと教育委員会と協議するだったりとか、委員会内で協議するっていうのも踏まえた上で、実現性、実効性のあるものにしていくべきかと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（榛葉利広君）

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

ここまでまとめていただいとるんやけども、要は議長の言った形の中で、提言という形だけで、これはもう議会運営委員会の中で決定するようなものやないと僕は思っどるんで、改めてここで決めるとか、そういうことではなくて、それぞれの課題も提案されたことは引き継げばいいことやもんで、提言の形で皆さんお願いしますよっていう通知の議長からの通達だけでいいやないかと思えます。

議会運営委員会で改めて、ここで議決するという問題じゃないという。

○委員長（榛葉利広君）

5番 成瀬徳夫君。

○5番（成瀬徳夫君）

瑞浪市議会は、それこそ瑞浪市議会基本条例っていうのがあるんですね。この基本条例っていうのは、やっぱり議会の最高機関であって、この中にうたってあるんですよ。こういうことをやりなさい、ああいうことをやりなさいということをやっているにも関わらず、やってこなかったというのが一番の問題であって、第11条では委員会活動がうたってある。第4条には市民参加、市民との連携っていうのがうたってある。これをきちっとやっていけば、こういうことを何とかクリアできていくかなと私自身は思ってますので、これ一生懸命まとめてもらったんだけど、これをやはりみんな、議員全員が把握していただいて、じゃあ、基本条例に沿った形で議会を進めていったらどうかと、私自身は思います。

**○委員長（榛葉利広君）**

そのほか、いかがですか。

4番 柴田増三君。

**○4番（柴田増三君）**

根本的にこの今の主権者とは何か。小学校から教育するっていうこともあるんですけど、その政治の仕組みを含めて、今、政治の中で無投票になっちゃったとか、18歳以上に選挙権を下げてきたんですけど、それでも投票率が下がってきちゃった部分の現状があったりとか、いろんな背景の中でもっと政治のことって変わってもらいたいやないかという部分もあるんやろうと思うけど、小さい子にこの主権者としての考え方みたいな話をする場なのか、改めて別にやっぱり議会の仕組みなり何でもやけど、こういうみんなが子どものときからでもこの課題、みんなこんなことをやっぱり広聴するという部分を、主体的にもの考えるような形で進めていくことって、今の主権者があれなのか、本当に有権者であっても全然若い人でも何でも行っとらへん選挙の状況っていうやつがあるわけよ。

ここに絞った中で、これを議会で、そもそも議会運営委員会でこれをやるまいかというか、議決してこれを進めなあかんよという、今の状況じゃないと僕は思いますけど。

**○委員長（榛葉利広君）**

2番 熊谷隆男君。

**○2番（熊谷隆男君）**

渡邊委員は議会運営委員会でっていうことであれやけども、議会運営委員会の役割から言えば、こういう課題があると。これをどうやって取り扱うかというところを議会運営委員会で決めていただいて、今後の進め方の中で、僕が前から言いよる、委員会活動ということがああるもんで、新しく委員会構成も変わる部分もあって、そういうところに付託をして、研究をしていただくっていうのが、それを決めてあげるというのが議会運営委員会の役割としては。

受けた委員会は、委員会の中でそれをどうこなしていくかということで決めていってもらおうという形でないと、それこそ委員会の意味がないと。議会運営委員会の役割で言うと、そういうことではないかなと。日程であるとか、こういうことを付託するというようなことの意味やないかなというふうにして。

これ議会改革のほうになるのか、学教のほうになるのかが分からんところですけども、そういうふうで、一年間活動の軸にそれをするということはどうやということを今、議長が提案をされたということだけのことで、その先のことは、ここでは決められないんじゃないかということがまず。

決議を求めてみえるわけでもないんで、提案を承ったということでもいいやないですか、ということだと思うけど。

○委員長（榛葉利広君）

その今のタイミングっていうこともあるわけですね。

○2番（熊谷隆男君）

誰も責任持って発言ができんのは、自分が来週になったらどういう立場になるか分からんときに、人のことまでは言えんし、そのときの議会運営委員会で諮ってもらうか、っていう、全員協議会なんか、どこか分からんけども、そこで意見聴取をされるのにとということやと思います。

○委員長（榛葉利広君）

議長 加藤輔之君。

○議長（加藤輔之君）

今、主権者教育に対して、話してもきりがないと。これの是非については、一貫して主張してきたけれども、全国市町村会議からこういう追い風があると感じております。

そういう中で、今、成瀬委員から基本条例との兼ね合いとかもあるだろうし、熊谷委員からの考え方っていうのもある程度よく分かる話であります。

そういう点で、議長としての今後に残していく思いとして捉えていただくということしかないかなというふうに、今、感じたわけであります。

このような形で、議員に対しては思いを伝えるという格好で、文書の配付をしていくことが、今後の各委員会の議論に任せるということしかないかなというふうに感じたわけですけども。

委員長、声かけて。

○委員長（榛葉利広君）

この場を、議会運営委員会の場で、例えば、副議長に話してもらうことは可能ですか。

○副議長（柴田幸一郎君）

議長の思いとほぼ変わりませんので、私の意見はこれのみとさせていただきます。

○委員長（榛葉利広君）

分かりました。

先ほど、議長が最後に言われましたが、この資料の中にもありますけど、「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」というものが議長会から出されておるといところで、その推進に取り組むということには、これは皆さん確認いただいたものと思いますけども、その中で、先ほど、議長が説明していただいたことを、文書配付にするのか、あるいは、議会運営委員会の承認事項とするか。

これを、大枠の意見は文書配付という。

## ○2番（熊谷隆男君）

議会運営委員会は文書配付にするか、しないのかを決めることで、議会運営委員会が決めたとか、認めたとかそういうことではないんやないのっていうこと。議会運営委員会の役割というのは。

皆さんにどういう方法で通知するかと。これは各会派で話してくださいよの話なのか、会派代表なんやから、議会運営委員会っていうのは会派の集まりなわけやから、そういうことのあれなのか、文書配付でよろしいですかと。

議会運営委員会の内容は各会派で伝えることになつとるわけやから、伝わると思うので、議長がどこかで退任の弁のところじゃべられてもいいし、言われた思いは、しゃべる場はあるので、いろんところ。副議長でもそうやし、そういうようなところでは、個人の意見として話されるところの範疇っていうのは結構あるので、そこは個人の自由でもあるし、そういう熱い気持ちがあればそういうことでもいいし。もう配付することには異議もないし。

## ○委員長（榛葉利広君）

そういうことですので、今ご意見をいただいたとおり、議員全員に文書配付をするということで、次期委員会活動の課題としては、次期議長に引き継ぐということにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

つきましては、この資料の中にある文書を全議員に配付するというので、議会運営委員会では説明としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長より全議員に配付をしていただくことといたしますので、よろしくお願ひいたします。

## ○議長（加藤輔之君）

ありがとうございました。

---

## ○委員長（榛葉利広君）

それでは、次の課題に移ります。

一番最後の、4、本会議開会等における運営についてを議題といたします。

本議題につきましては、本会議の開催の方法についてということになります。

本会議の開催の方法についてとなりますが、現在、朝9時の開催と、休憩後の再開時に、号鈴っていうんですかね。号鈴と共に議長が扉より入場しておりますが、他市の現状からも、議長着席状態での開始をしてはどうかとの内容になります。

それでは、その内容について、事務局に説明させます。

議会事務局総務課長 加藤真由子君。

## ○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

よろしくお願ひします。

それでは、本会議開会時における運営について、資料はありませんが、説明させていただきます。

今、榛葉委員長がご説明された内容の補足説明となりますが、よろしくお願ひします。

本会議開会時、再開時の議長の入場については、議場内において、本会議が開始される意味を示すものと今なっております。会議規則第9条には、「会議の開始は号鈴に依る」とあり、議長入場の規定はありませんので、この入場というのは先代からの流儀、慣例と言えます。

しかしながら、特に休憩時においては、議員や執行部が待機されて、議長の入場を待ち、議長の入場から着席まで時間もかかることもあり、議事進行が遅れがちとも言えます。

調査しましたところ、県下21市において、議長入場により本会議が開始される過程は、瑞浪市を含めて6市です。東濃5市では、瑞浪市を除く4市は議会開会時も、再開時も議長は着席状態で号鈴による開始がなされています。

議会運営の効率化を図るために、本会議の開始、再開時は、議長は着席状態で、議長が議場内の静粛を確保して、議会事務局長に指示を出し、号鈴ブザーによる開始とする運営への変更を提案させていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○委員長（榛葉利広君）

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 成瀬徳夫君。

○5番（成瀬徳夫君）

今の、あれなんですか。議会事務局からの要望なの。

それは。サクサクやりたいというのは。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

要望と言いますか。そうです。

○5番（成瀬徳夫君）

だけど、議場ってというのは、議長の責任やない。

だから、議長の威厳ってというのがやっぱりあるんですよ。だから、それが今までずっと続けられてきた瑞浪市議会と私自身は思うんだけど、そりゃ、時間の云々っていう話があるかもしれないけど、これはやっぱりちょっと皆さんで考えていただかないと、ここで「はい、そうでございますか」というわけには、私自身はいかんと思うんだけど、いかがでしょう。

○委員長（榛葉利広君）

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

向こう、議員が着席しとるかしとらんか、見て、議長はその前についたらついとったでいいと思ひ、必ず議員が着席しとるやつを見て、ずっと、どうぞ入場してくださいっていうような今、パターンやと思ひんやけど、ある程度、開会時間を決めたりどうかしとるので、それまでについたりどうかしとってもいいと思ひ、議場の今の議会、議員が着席してちゃんと議会を開会できるような体制になっとれば、その場で議長が「これより再開します」という、それで済むんやないかなと

思っ。そういうことやなと思っけど、今の。

○委員長（榛葉利広君）

2番 熊谷隆男君。

○2番（熊谷隆男君）

ちょっと要は確認で言う、最初の9時開会のときには、今までどおり入ると。議長が入るところから、9時になったら入ってきて、開会になるということは変わらずということなわけやら。

今言いよるのは、再開のときについていう、暫時休憩をして、再開に入るときに、もうついとってもいいんやないかっていう話のことやろ。

○委員長（榛葉利広君）

そうです。

○2番（熊谷隆男君）

今の話はそこですよ。何でそれを言い出したかということをおなりに考えると、例えば、今度の役員選挙のときに、議長選挙が始まって暫時休憩に入りますと言って、また、5分もしないうちに帰ってきて、このとき、もう暫時休憩中やから入っってもらって始めたらどうやっていうことを言いよるわけやないの。

○委員長（榛葉利広君）

そういうことです。

○2番（熊谷隆男君）

だから、そういうあれで言えば、開始時間もはっきりしやへんときがあるわけよ。ベルが鳴るまでと。そんなものは入っってもらっていいような気がするんよね。

例えば、昼に持ち越して、昼再開のときは、多少、暫時休憩長いわけやけども、区切りとしては一時再開しますっていうことのようなときは、入っってもらってもいいような気がせんでもない。

要は、途中の10分休憩しますっていうようなやつは、一般質問の間のやつなんかはいいような気もするけども、その辺の、そうやって細かくやるといろんな意味で区別せなんで、余計ややこしいか知らんけど、想像するにはそういうような気がするんやけどな。

○委員長（榛葉利広君）

4番 柴田増三君。

○4番（柴田増三君）

みんな議場でじっと待っって、再開のときにね。その前に議場にみんな集まって待っ。そやけど、議長は時間があれやもんで、それまでなかなか入場せずに待っって、時間どおり来るっていう感覚があるもんで、そういうことやなくて、議長がついて皆さん、議場が整ってればその場で再開すればいいやないかという僕は認識でおるんやけど、まあ、それでいいやないかと思う。

○委員長（榛葉利広君）

ほか、発言されてない方。いかがですか。

5番 成瀬徳夫君。

○5番（成瀬徳夫君）

時間は守らないかんと思うわね。9時からですよってさ、広報のときにも話したわけでしょ。みんなが集まったら「じゃあ、始めようか」、これはあかんと思う、やっぱり。

○委員長（榛葉利広君）

2番 熊谷隆男君。

○2番（熊谷隆男君）

ブザー鳴るの待って入るのもな。それも待ってる、待ってる身も待ってる身やで。また更に。俺はそれはいいような気がするんや。

○5番（成瀬徳夫君）

もっと前から待ってるもんね。

○2番（熊谷隆男君）

うん。

○委員長（榛葉利広君）

私が発言するのはどうかと思うけど。

やはり時間がはっきり決められなくて、再開する場合って結構ありますよね。本当に暫時休憩。そういう場合を想定しとると考えれば、まあ、割とスムーズというか、それを取り入れても。

○2番（熊谷隆男君）

朝一番と昼一番は正式に入って、真ん中のちょこちょこ抜けて、5分の休憩でってやつはいいっていうことにしたらどうや。うん。

○委員長（榛葉利広君）

というご意見が多数かなと思いますけど。

1番 渡邊康弘君。

○1番（渡邊康弘君）

時間を定めたときと定めてないときがあるそうですが、定めたときは今までどおり正式によって、定めてないときはこの新しい案を取り入れるっていうのも一つの方法なのかなと思うんですけど。

○委員長（榛葉利広君）

それが一番分かりやすいですね。先ほど言われたところかな。

○2番（熊谷隆男君）

入るだけの話やで。今回、ここから長いので、時間で入ってもらえばいいし。あとはもう議決するだけで、5分で異議ありませんって聞くだけのやつのようなときはさ、入っててもらえばいいやないかと俺は思うわけよ。

○委員長（榛葉利広君）

テレビ配信の関係はどうなってるんですか。おりベネットワーク。

○2番（熊谷隆男君）

テレビ配信は、座ったところからしか配信がないんやないの。

○委員長（榛葉利広君）

いや、録画はそうやけど、おりベネットワークか。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

おりベネットワークはずっと映ってます。

○委員長（榛葉利広君）

ずっと映とるんですね。ずっと議場を映しとるんやね。ほんなら、いいか。

○議会事務局総務課長（加藤真由子君）

休憩中は別の映像が流れますが。

○2番（熊谷隆男君）

何が起きるか分からないので、そのときには臨機応変で、議長の判断に任せるってことにしてくれや。

○委員長（榛葉利広君）

今までは、例え暫時休憩でも、入場されとったもんで、その部分を柔軟にというような考え方でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（榛葉利広君）

それでは、ほかに質疑はないようですので、本件につきましては、令和6年3月定例会より、休憩後は、議長着席にてブザーによる再開という形にします。着席の状態ではブザーが鳴るといいます。

○2番（熊谷隆男君）

時間がなして、ブザーが鳴るまでっていうやつは嫌や。

○委員長（榛葉利広君）

ですので、後はちょっと事務局にお願いしたいと思います。  
よろしくお願ひいたします。

---

○委員長（榛葉利広君）

次に、5、その他を議題といたします。

何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○委員長（榛葉利広君）

別段発言もないようですので、以上をもちまして、第2回議会運営委員会を閉会します。  
ご苦勞様でした。

午前9時46分 閉会